

安政の幕政改革における鉄砲方江川氏

——芝新錢座大小砲習練場の規模と構成——

仲 田 正 之

はじめに

いわゆる「安政の幕政改革」の研究焦点は、絶対主義への流れの中にどういう意義・位置を持つかにあり、石井孝・遠山茂樹・北島正元・小西四郎各氏の論点もそこにある。⁽¹⁾しかし、軍制改革の詳細・幕府官僚の末端にいたるまでの総合的研究が発表された例はない。このような研究状態の一助にでもなればと思ひ、第二十五回地方史研究協議会大会において「安政の幕政改革における鉄砲方江川氏の役割」を発表し、江川氏の主管した芝新錢座大小砲習練場の重要性について明らかにした。すなわち、鉄砲方江川氏が芝新錢座大小砲習練場において番方に洋式調練をほどこし、幕府軍制改革の第一段階を担った点をしめした。よって、小論では徒組全二十組六百三十五名、小十人組全十一組二百三十七名、小姓組百八十名、書院番組百六十七名等の番方の集中入門を初めとし、安政二年から四年にかけて四千余名が調練を受けた芝新錢座大小砲習練場の規模・規則・構成等を明らかにしたい。

使用史料は、江川文庫所蔵「御参府諸用留」・「鉄砲方御用留」・「鉄砲方日記」・「高嶋流砲術御用留」、江川家所蔵「日記」(安政三年の芝新錢座での塾日記。以下単に「日記」とする)等を中心とした。

一 芝新銭座大小砲習練場の成立

鉄砲方（鉄砲用役）は、砲術全般の指導、鉄砲の製作及び保存等を支配し、組与力五騎同心二十人がこれに付属する。この職は代々田付氏・井上氏の世職であったが、天保十四年五月十八日老中水野忠邦の抜擢により、江川英龍が代官の任にあってこの職を兼帯した。しかし、まもなく天保十五年十一月二日に被免されたが、当時革新的な高島流砲術を幕府が採用したことは軍備洋式化の過程上注目し値する。英龍は、安政元年四月十八日鉄砲方に再任されるまで、門下生の養成につとめた。その教授始めは天保十三年九月七日の佐久間象山の入門に始まるが、徳丸原演練前後から高島秋帆の罹禍にいたるまで目付鳥居耀蔵（甲斐守・忠耀）や鉄砲方の妨害ははかりしれないものがあつた。⁽²⁾したがって、英龍は研究と門下養成の場所を葦山とし、徳丸原演練使用の砲を借用して葦山に搬送し、調練や製砲をおこなつた。これが、葦山塾である。しかし、嘉永六年六月三日下田より黒船通過の急報が葦山に到つて以来、時代は英龍を葦山にとどめておかず、幕府は勘定吟味役格海防係鉄砲方兼帯として英龍に海防・外交面の働き場所を与えた。当然、洋式調練の企画もなされたが、安政二年正月十六日急逝したため一頓座をきたした。ところが、英龍を欣慕していた勘定奉行松平近直（河内守）の尽力によつて、芝新銭座大小砲習練場成立への方向をたどつたのである。^(資料1)

本来、江川家の江戸屋敷は本所南割下水の津軽屋敷の門前にあり、わずか四百五十余坪に役所・役宅が併設されていた。英龍が歿すると、即日嗣子英敏は代官見習となり、同年二月三十日代官就任、五月九日には鉄砲方兼帯を命ぜられた。そして、五月十六日には芝浜御殿わきの海浜にあつた関但馬守屋敷および地つづきの場所六千六百三拾四坪余が下賜された。ここに、住居・調練場・与力同心の長屋が設けられる計画であつたが、調練場造成中に住居・長屋の建設には別な土地が下賜されることとなり、翌安政三年五月五日周囲の旗本屋敷を上地させ、住居・長屋の用地として千五百八拾三坪余が付加された。⁽³⁾この結

果、調練場の敷地だけでもほぼ八〇間四方余という相当の広さを有することとなった⁽⁴⁾。

この調練場の名称について、最初は固定的な名称がなく、安政二年八月八日付の用地の請取状⁽⁵⁾には「江川太郎左衛門大小砲習練場」としている。しかしながら、施設の拡充発展および習練場の完成にともない「芝新銭座大小砲習練場」が正式名称となった⁽⁶⁾。

この芝新銭座大小砲習練場設立のなかには、嘉永六年以来英龍の繁忙により自然閉鎖された葦山塾の再開もふくまれている。現代人の観念として近世の公的・私的な教育機関全般について現在のような法人的名称が存在したように錯覚しがちであるが、必ずしもそうではない。名称が存在する場合でも塾舎そのものをさしている場合もある。「葦山塾」も英龍が命名したのではなく、単に塾日記の表題「葦山塾日記」からそう表現しているにすぎない。したがって、芝新銭座大小砲習練場内の塾を「繩武館」と称するが、塾名であるのか、塾舎をいうのか判然としない。いつごろから繩武館と称したかも不明であるが、高島秋帆揮毫の「繩武館」の典額を表装したのものには、「辛酉新正 台賜流祖高島敦 印」と記されているところから、文久元年正月ごろの命名かとも考えられる。ともあれ、この塾舎が完成したのは、「日記」によると安政三年三月であり、同月十八日塾生は習練場内の仮塾舎より移転している。この塾舎の規模を推察するのに「御塾簿」（安政二年より慶応三年までの記録）の文久三年五月十日の条に左の記事がある。

此度調練場御警衛として酒井左衛門尉様被仰付、且浪人共三百人御固メ被仰付候ニ付、御固メ人数出張中退塾いたし候段、塾として森田留蔵宅江相移候也

文久三癸亥歳

五月十日

同廿三日元塾江引取申候⁽⁷⁾

三百余の人数を収容できたとすれば、かなり大きな建物だったはずである。しかし、現存する習練場の図面にはいずれも塾舎の名は見出せない。したがって、図面上長屋としてある棟のいずれかが塾舎にあたるのであろう。

このようにして、八千二百七十七坪余⁽⁸⁾の敷地に江川氏の役宅・与力同心の長屋・塾舎・調練場と付属の施設が急ピッチで設けられ、芝新銭座大小砲習練場が完成していったのである。「日記」の安政三年六月朔日の項によると、同日鉄砲方役所・塾・代官所・長屋が完成し本所より引き移った。また、同月六日に残っていた柏木総蔵・雨宮新平・山田熊蔵・高島喜平・中浜万次郎らが新銭座の長屋に移って引越しは完了した。しかし、この時期まだ三百六十坪余の土地（書院番組葉山鎮之丞屋敷）の引き渡しがすんでおらず、江川氏の家族の引越しはできなかったとみえ、英敏は榊原鏡次郎宅に同居している。また、同じく完成していなかった学問所は代官所の一部を代用し、鉄砲方の塾（詳細不明）は槍劍稽古場を仮住いとして体裁をととのえている。安政四年十一月付けの「新銭座御普請御入用之御貸附之儀御内慮奉願候書付」⁽⁹⁾のなかに「御普請之儀も凡九分通り出来近々総仕上取調申上候積」とあり、役宅まで完成したのは安政四年末ごろのことと考えられる。

全機能が始動しはじめたのを右のごとく安政三年六月朔日のこととしても、調練場そのものの使用はそれ以前のことと考えられる。なぜなら、徒組の入門は安政二年九月、小十人組の入門は安政三年正月と、安政二年九月ころから安政三年初頭ころへかけて入門者が急増している。したがって、焦眉の急であった調練場の完成と使用は、遅くとも安政三年初とみてよいと思われる。

二 芝新銭座大小砲習練場の諸規則

習練場完成後の稽古の様態をしめす恰好の史料が現存していないので、習練の状況を明らかにできない。ここでは、それを推測するために諸規則をとりあげてみた。幕臣の大量入門は習練場の完成以前からであり、これに対する完成以前の規則と

して安政二年九月に出された「稽古日割合」^(資料2)と「諸役申合書」^(資料3)があげられる。完成後のものとしては「大筒稽古打掟書」^(資料4)と「稽古場掟書」^(資料5)・「取極之覚」^(資料6)がある。「稽古日割合」・「諸役申合書」・「大筒稽古打掟書」は「日記」よりとったが、「稽古場掟書」と「取極之覚」は単独冊子で現存している。

「稽古日割合」をみると徒組の調練が中心で、一六の日は徒組のみを板倉伊豫守(勝明・安中藩)の中屋敷(神田佐久間町)で行い、二七の日は徒組を徒頭森川久右衛門の屋敷において、書院番二番組を松平遠江守(忠栄・尼ヶ崎藩)の下屋敷(深川元番所)で、三八の日は徒組そのほかを酒井左衛門尉(忠発・庄内藩)の下屋敷(浅草向柳原)、四九の日は自由出席の形で松平遠江守下屋敷、五十の日は松平下総守(忠国・忍藩)の下屋敷(下谷三味線堀)において徒組そのほかの稽古が、それぞれ行われた。「大角」を大きな角(的)と解釈すると「大角手前」は遠距離射撃の小銃操法と考えられる。また、「調練火入」とは火薬を使用することを意味するものであろう。

「諸役申合書」によると、旗本を教育する鉄砲方附諸役が被教育者より身分が低く、かつまた当時の遊惰な旗本にたいする種々の苦心がよくわかる。「大筒稽古打掟書」および「稽古場掟書」は、英龍の「敬慎第一・実用専務」の精神がよく継承されており、部分的には葦山塾⁽¹⁰⁾の塾法の条目を引用している箇所もある。例えば、「大筒稽古打掟書」の経費節約、一汁一菜を説いた点、「稽古場掟書」の「心胆を練候楷梯々歩卒打前薬剂精撰大銃放発陣法城制等ニ至る迄」という葦山塾の塾法がいかにされている点などがそれで、比較対照できる興味深い資料である。

三 芝新銭座大小砲習練場の諸役

「新銭座御普請御入用之御貸附之義御内慮奉願候書付」の中に、「亡父太郎左衛門儀、御鉄砲方兼帯被仰付無間も病死、跡御役私え被仰付芝新銭座大小砲習練場並添地も被下、亡父奉願置候もの共、夫々御鉄砲方附教示方其外ニ被成下、御普請役格を

以、与力之場合相心得候様被仰付、組同心も御引渡相成、右習練場御建物并私住居御鉄砲方附之もの同心居小屋等御普請被仰付、重々難有仕合奉存候」と、英敏はその成立の由来が父英龍の遺策のように述べている。このなかで重要なことは、「亡父奉願置候もの共」云々である。いつ願い置いたかは不明であるが、状況として没時の病床から柏木総蔵⁽¹¹⁾をして松平近直に、英龍育成の若手家臣および門下生を登用し、鉄砲方による砲術伝習の企画を献言していたものと考えられる。⁽¹²⁾病床での英龍の最後の気がかりは、反射炉や洋式造船のような技術的な問題もあったであろうが、第一にはこれを遂行していく後進の育成であり、目前にせまっていた品川台場備砲の上覧試射や習練場の設立・運営が彼等によって無事に行われることであった。安政二年正月十六日英龍が歿した直後の二月朔日・二日の両日に品川台場備砲の試射⁽¹³⁾が、同年六月二日に大森町打場において着発弾を用いた試射⁽¹⁴⁾が、同年八月四日には浜御殿沖に上覧船打調練⁽¹⁵⁾が、それぞれ遺子英敏を中心として実施され、成功をおさめた。この年少な英敏を補佐した家臣たちは、左記のように安政二年六月二十日付をもって、鉄砲方附手代として登用された。

手代教示方頭取御普請役格

御手当金三拾両五人扶持

高島喜平

手代教示方御普請役格

御手当金貳拾五両五人扶持

岩嶋源八郎・山田熊蔵・市川来吉・森田貞吉・望月大象・長沢綱吉・柴弘吉

手附御普請役格

御手当金貳拾両 貳拾俵貳人扶持 中浜万次郎

手附手代御普請役格

御手当金拾五両三人扶持

山田山藏・八田篤藏・中村小源次・安井畑藏・安井晴之助・鈴藤勇次郎

手代見習御普請役格

御手当金拾両貳人扶持

田那村松郎・西脇寅之助・松岡盤吉（手当無之）

家来 鉄砲方附蘭書翻譯御用勤方

御手当金貳拾五両五人扶持

矢田部郷雲

元々手代 鉄砲方附手代世話方御普請役格

松岡正平・長沢与四郎・中村清八・八田運平・津田橋六・柏木総藏

手代 鉄砲方附手代助

雨宮新平

書役 鉄砲方附手代助

齋藤左馬之助

右のように彼等が主体となって芝新銭座大小砲習練場の重責をになっていくのであるが、安政二年八月には岩嶋源八郎・望月大象・長沢綱吉・石井修三・鈴藤勇次郎・同三年五月には柴弘吉・松岡盤吉、同四年六月には安井畑藏・肥田浜五郎が、それぞれ海軍伝習のため長崎出張を命ぜられ、¹⁶帰府後は軍艦操練所教授方に進んだことや、¹⁷教示方が京都・甲府・浦賀・八王子などに出張教授していたことを考えると、実質的には門下生の力も見逃し難い大きな力を持っていたことがわかる。習練場お

よび江戸における江川家全般の差配は柏木総蔵がおこない、訓練関係の総指揮は榊原鏡次郎（英龍女婿）がとった。門人たちの主だったものは、右に述べた鉄砲方附諸役の配下として習練場の管理にあたったが、これは幕府鉄砲方江川氏管轄の習練場でありながら江川氏の私塾でもあるという性質がうんだ管理形態である。このことは、徒・小十人等の番方も幕命により江川氏の私塾に入門するという形をとったことからいえ、広く諸藩士にも門戸を開くための措置とも推察できる。ともあれ、つぎにその管理の職称と従事した者の姓名を記して参考に付しておこう。

○師範代

一貫して榊原鏡次郎がこれをつとめたが、英敏が歿して英武が襲職するまでの文久三年の一時期に江川氏鉄砲方の当分預りを命ぜられるほどで、習練場の中心人物であった。「日記」によると、師範代については「右者諸事重立取捌先生留守中ハ入門井伝授向之誓詞等迄可相預事」と記している。

○師範代助 以下（ ）内は所属藩名。

井狩作蔵（武蔵忍）・友平栄（下野壬生）・岩倉鉄三郎（川越）・前田藤九郎（備後福山）・星野覚兵衛（陸奥泉）がこれに当たった。

○師範代手伝

別府信次郎（小田原）・高木伝（摂津尼崎）が任ぜられた。師範代助・師範代手伝について「日記」は「右者申合耆兩人ツ、出席鏡次郎ニ差続重立取扱候」と記している。

○世話役

「日記」では、世話役について「右者申合、両三人出席、教示方ハ勿論門入井伝授之節ニも立会、其日之事諸日記其外都而取始来可致事」と記している。⁽¹⁸⁾世話役姓名は左のとうりである。

宮山千之助（沼津）・百合元昇三（丹波亀山）・伊東梅之助（備後福山）・清水保蔵（陸奥泉）・小野田釜太郎（旗本）・都築

錠三郎（越前敦賀）・平山八十八（同）・万年慎之助（旗本）・堀田千右衛門（参河西尾）・杉浦山平（同）・梅沢権之丞（同）
・畑田金之助（同）・笠原雄二（同）・佐藤丈之助（同）・兔束五十馬（美濃高富）・須藤慎蔵（同）・松井繁之丞（同）・松本
常蔵（会津）・内田中務（旗本）・大島雲四郎（同）・池田彦四郎（越後長岡）・洪木成三郎（同）・大久保房之丞（旗本）・水
野清助（同）・後藤弥三郎（武蔵忍）・梅田権之丞（同）・後藤五八（同）・沢逸（同）・中村三内（庄内）・芳賀剛吉（同）
岡田為弥（同）・小野田釘次郎（旗本）

○世話役兼横目

恵沢治右衛門（陸奥泉）・酒井伝内（会津）・小出与一郎（旗本）・小笠原敬七郎（同）・遠山久四郎（同）・金子東一郎（中
奥小姓船越駿河守家来）

○世話役兼道具取締役

肥田金之助（川越）・蜷川久馬（武蔵忍）・佐藤清五郎（同）・関純二（庄内）

○横目

横目は、「日記」によると「右者重立取扱候者共越度を可心付ハ勿論都而稽古人規定相背候者於有之ハ承糺教示方江可申達
事」と監察の任務であることがわかる。右にみられるように世話役兼帯のものもあるが、横目のみは左の四名である。

友塚友之輔（庄内）・石川新八（松代）・清水一郎（同）・小宮山三吉（同）

○道具取締役

習練場の諸道具および大砲・小銃等の資材は、ほとんど幕府のものであるから、この役職がおかれたのは当然である。横
目と同様に世話役兼帯のものもあるが、専従は左の十三名である。「日記」は、この役を「右者諸道具之貸渡出納ハ勿論場所
内諸道具散乱不相成様心付一同退散後迄居残取締可致事」としている。

酒井伝治・一瀬一馬・横田勝之助・土屋惣蔵・藤沢茂助・高橋金兵衛・野口勇馬・伊波求馬・佐藤端治・馬場清六・小原次

郎八・佐藤清七郎・中沢源四郎（以上会津藩）

以上、発足の安政三年の段階においては、世話役三十二名、世話役兼横目六名、世話役兼道具取締役四名、横目四名、道具取締役十三名の計五十九名、高島喜平以下二十八名の鉄砲方附諸役と合せれば、九十名余という人数の諸役が確認できる。さらに、明治後整理された安政六年以後の諸役を記した「稽古場諸役姓名 三」には、世話役二十四名、世話役並四名の記録があり、無表題の同様のものには、日記調方四十名、鞍正兼頭取七名、鞍正兼世話役十一名、世話役三十八名の記録がある。日記調方とか鞍正など発足時とは異った職称がみられる。また、「稽古場諸役姓名 五」には、学頭・学頭並（世話役頭取兼）など、調練とは別な教科面の職称もみられる。

四 芝新銭座大小砲習練場の終期

安政の軍制改革上に、芝新銭座大小砲習練場を位置づけるには、講武所との関係を明らかにせねばならない。詳細は別の機会に述べるとして、ここではその関連性について記しておこう。講武所の砲術関係の指導者は、鉄砲方江川氏および習練場の諸役と兼任している者が多かったことをまずあげたい。講武所砲術師範役に江川英敏・高島喜平・榊原鏡次郎が、教授方出役として森田貞吉・望月大象・長沢綱吉・岩嶋源八郎・山田熊蔵・市川来吉・柴弘吉・矢田部郷雲などが任命され、その比重の大きさがわかる。また、門人で習練場の諸役のなかで、御手洗衆吉・万年慎太郎など講武所の世話役をも兼任する者もあった。もう一点は、安政三年四月築地講武所において稽古が開始されたが、砲術の調練が行われた様子を示す資料が発見されていないことから調練の大部分は芝新銭座大小砲習練場で行なわれたのではないかと考えられる点である。安政元年の講武所創設の当初から、砲術調練に関しては深川越中島の調練場が入っており、江戸の町並をはさんで芝新銭座大小砲習練場と相対させ、海岸防禦のポイントに想定したことは充分考えられる。越中島調練場の開設はかなり遅れて安政五年正月であるから、そ

の開設までの間は芝新銭座で調練が行われたであろう。したがって、安政三年初頭ごろの開設から安政五年正月の越中島調練場開設までが、芝新銭座大小砲習練場の最盛期であったといえよう。

現在確認してある江川氏の門人は四〇一二名であるが、その九割は安政二年から四年にかけての入門であり、軍制改革の中心は右に述べたごとく、この時期芝新銭座大小砲習練場にあったといえる。安政五年以後は軍制改革の舞台を越中島に譲る一方、江川氏内部でも英敏が病弱で文久二年に歿し、若冠十才の弟英武が襲職したことなど、衰退の原因があげられる。また、望月大象・柴弘吉・松岡盤吉・肥田浜五郎・鈴藤勇次郎などの江川氏直属の俊秀が幕府海軍へ出、習練場教官の人材が不足していった点も見逃せない。やがて、慶応二年兵制改革にともない鉄砲方が廃止され、同年十一月十八日英武は鉄砲方兼帯を免ぜられた。そして、英武は榊原鏡次郎とともに陸軍所教授方頭取となり、同心たちはそれぞれ撤兵組などに編入された。また、英龍以来の門下で習練場をささえてきた肥田金之助・友平栄・別府信次郎・安井晴之助らは諸藩士ながら陸軍所砲術教授方となり、大鳥圭介は開成所教授から歩兵差図役頭取へと進み、それぞれ栄進して習練場の任務は終了した。

しかし、鉄砲方被免以後も習練場は英龍以来の功績により、そのまま江川氏の御預りとなった。したがって、これ以後は諸大名からの依頼、たとえば慶応三年四月幕命により会津藩兵三小隊を同心長屋に宿泊させて調練するなど、諸藩士を教育するうちに幕府瓦解をむかえたのである。習練場用地、および建物は御用商人などに払下げられ、武器弾薬は新政府造兵司へ奉還して、芝新銭座大小砲習練場はまったく消滅したのである。

× × × × ×

以上、芝新銭座大小砲習練場の規模・構成等を簡単に紹介したが、さらにおしすすめてこの習練場を中心とする人的交流を明らかにすれば、幕末の諸藩の動向をも知る手がかりとなるであろう。たとえば、入塾していた志道文之輔（井上馨）以下長

州は六十八名が新銭座に学んでおり、薩摩では黒田了介（清隆）・伊東次右衛門（祐麿）・大山弥助（巖）・中原猶助等が入塾している。諸藩別の門人はほぼ正確な数がかかっているが、今後補足史料により一層調査したい点である。また、中浜万次郎に英語を学んだ榎本釜次郎（武揚）・細川潤次郎・箕作麟祥・福地源一郎等、また福沢諭吉など軍事とは別にこの習練場に足を運んだ人材も多い。

ともあれ、はじめにのべたように番方の大量入門は軍制改革の第一段階であり、徒組・小十人組等による銃隊編成をねらったことは、幕府にとって大英断といわねばならない。それになつた鉄砲方江川氏の芝新銭座大小砲習練場は、たしかに安政の改革研究のなかでは従来看却されていた一点である。しかも、安政の改革のなかできわめてはやく実効をあらわした施策として注目せねばならない存在である。また、長崎の海軍伝習とともに、幕臣のみならず諸藩士をも糾合して訓練を実施した点に、数少ない安政改革の挙国一致政策の片鱗をみることができるのである。

この小論完成後、恩師森谷秀亮先生の記念論集に掲載となることを知り、感慨もまたひとしおである。駒沢大学在学中、史料に対する先生の厳しい考え方に接しながら、このような拙論をもって参加するのは申訳なく、また残念にも思う。しかし、他日学恩に報いる日もあることを思い、喋々を為さず、論集の末席をけがさせて頂く次第である。

註

(1) 石井孝・遠山茂樹は天保改革以後の動きを絶対主義への傾斜としてとらえ、ことにも安政の改革における人材登用（諸藩士の登用も含めて）は絶対主義官僚の派生とみている（石井孝『学説批判明治維新論』、遠山茂樹『明治維新史研究講座 三』）。これについては北島正元も同様の見解をとっているが、小西四郎はこれを思いきった幕政補強工作とみなながらも否定的立場をとっている（北島正元『日本史概説 Ⅲ』、小西四郎・岩波講座『日本歴史』近代Ⅰ）。諸問屋・株仲間に関する経済統制の問題についても、北島正元・石井孝の説と小西四郎の説には同様の違いがある。安政の改革の特色は対外問題に対処するための軍制改革にあり、内政を第二義とするみかたが一般的である。これについては、小西四郎が『川路聖謨文書』からの引用例を用いて行っている説明が最も端的な表現

といえる(岩波講座『日本歴史』近代Ⅰ一〇七頁)。

- (2) 拙稿「江川英龍の砲術教授と佐久間象山」(『駒沢史学』一九号)。
- (3) このとき、本所南割下水の屋敷は召し上げとなった。
- (4) 『江川坦庵全集』(戸羽山瀚編)下巻「砲術資料」の習練場の略図では調練場の周囲の距離が明示してあるが、江川文庫所蔵の詳細な平面図とは一致しがたいので、平面図により八十間四方余とした。
- (5) 「鉄砲方御用留」、『江川坦庵全集』下巻「砲術資料」。
- (6) 『福翁自伝』に文久三年生麦事件の賠償に関してイギリス軍艦がやってきたときの騒動についてつぎの一節がある。「さうして新銭座の海濱にある江川の調練場に行き見れば、大砲の口を海の方に向けて撃つやうな構へにしてある」。当時新銭座に住んでいた福沢でさえ「江川の調練場」というように表現している。したがって、一般の概念としては「江川の調練場」であったと考えられる。
- (7) 酒井侯の陣屋敷は隣接しており、浪人共とは新徴組と考えられる。従って、この警衛任務は名目のみであったと考えられる。
- (8) 江川文庫蔵の平面図に附随する敷地受取りの図面数点の面積を総合した数値である。
- (9) 『江川坦庵全集』下巻「砲術資料」。
- (10) 前掲拙稿「江川英龍の砲術教授と佐久間象山」。
- (11) 柏木忠俊(物蔵・莊蔵とも書く)。文政七年葦山代官所手代柏木平太夫の三男として生まる。天保八年十四才にして英龍の中小姓兼代官所書役見習となり、四年後には公事方にすすむ。英龍にその才を愛され、陰に陽に秘書的存在として活躍。維新時には江川家の存続を実現し、葦山県参事から足柄県令を歴任。足柄県廃止後も中央に出でず、終生旧主江川家と伊豆の民業育成につくした。明治十一年歿(五十五才)。
- (12) 拙稿「江川英龍歿時の状況」(『神奈川県史研究』一九号)。
- (13) (註14)・(註15)「鉄砲方御用留」・「御参府諸用留」(安政二年の部)。將軍以下幕府高官の検分になる上覧調練である。家臣だけではなく門人も参加している。
- (16) 第一回生の目的は砲術修業にあった。しかし、講武所開設にともない安政三年四月急遽帰府を命ぜられた長澤鋼吉以外はそのまま海軍へ進んだ。
- (17) 安政三年正月甲府勤番士と八王子千人同心、安政四年十月京都の地役および諸組与力同心・浦賀奉行配下の与力同心へと、それぞれ出張教授の命が下っている。

(18) 「諸日記」とある以上、他にも種々の日記が存在したはずであるが確認されていない。習練場解体の節もちかえった関係者もあり、今後の発見がのぞまれる。

(19) 安政四年十一月三十日矢田部郷雲が歿した。蘭書翻訳と講読のできる後任として当時坪井芳洲の塾の塾長をしていた大鳥圭介を、肥田金之助が発見し、芝新銭座に招聘したのである。大鳥は橋本綱三郎(綱維・左内の弟)と習練場内の長屋に居を定めた。

資料1 「日記」の松平近直の論旨。

松平河内守殿御書取之写

西洋砲術之儀、追々御世話も有之候ニ付者、次第ニ相開け、各門弟衆も追々数多ニ相成候趣一段之事ニ候、一体火術之儀者大切之業前ニて、其取扱方ニ寄候而者、却而大害を生し候、取分ケ銃陣打方之儀ハ、元来歩卒之業前故稽古之人情おのつと軽率ニ流れ易くも可有之歟、依而ハ面々幾重ニも礼節を取失ひ不申様厚心付、義氣専ニ熟和致し、御実備之御用ニ相立候様稽古有度、然るを一己之名聞ニ走り、只々高聲^カニ長し、人々之批判を唱、相弟子中ニ差別を付ケ私之申合ホ致候者、自立之志を差狭ミ候ニひとしく、師家へ対し如何之事ニ候、長なるハ其短を補ひ、古きハ新しきを助ケ候様、互ニ実意を尽合候者武辺之本意ニ候、御直参之向者縦令部屋住次三男厄介ニ候とも、諸藩之手本とも可相成間、一際礼節も正しく、実地之修行をも可致處、如何之心得方有之様ニ而ハ、公儀之御外聞ニも拘り候事ニ候間、右等之辺ハ猶更厚く心得、御亡父之定被置候故志に違ひ不申様、師範代之面々とも申合、指南可被致、教示方手代共も右之心得を以て、厚世話可致ハ勿論ニ候得共、御旗本へ對し候而ハ無據遠慮致し候儀無之とも難申、乍去業前ニ於てハ貴賤高下之差別ハ無之事ニ候間、心得方如何と存候向へ者、聊無斟酌十分ニ申談候様申渡し可被置、何様申聞候而も不取用者も有之候ハ、時日を不移有躰可被申聞候、尤右様相達候儀者、其元支配致候而已之訳合を以之儀ニ者無之、畢竟西洋御鉄砲方御用取立方自分取扱候様、伊勢守殿兼而被仰渡候御趣意も有之候事故、達ニ及候間、彼是と申聞候向有之候ハ、右之趣も相咄し被置候様ニと存候事

卯九月

資料2

稽古日割合御役宅稽古場出来候迄

稽古日割合

一六 但御徒方稽古 板倉伊豫守中屋敷

二七 但御徒方稽古 森川久右衛門屋敷

大島備後守組
御番衆稽古

松平遠江守下屋敷

三八 但御徒方稽古并

昼前大角手前
昼後調練

酒井左衛門尉下屋敷

四九 但昼前角前
昼後調練

松平遠江守下屋敷

五十 但御徒方稽古并
調練火入

松平下總守下屋敷

但御成并風烈之節者都而稽古相休候事

右之通二候、尤小筒手前之儀者角打又者調練之節ニ稽古致し不苦候事

資料3 「諸役申合書」。

諸役申合書

一 御役宅稽古場出来候迄稽古日割合別紙之通相心得、朝五ツ半時過ニ急度出席可致、若主用并無據用向有之遅刻致候ハ、其段出席之上詰合之重立候者江相断、無謂遅刻致間敷、尤稽古人之儀も勿論日限等心得候様可達置事

一 師範代助并手伝之者申合告人、世話役之者八人、横目ハ三人、道具取締ハ三人ツ、出席可致、右之外為稽古出席ハ勿論勝手次第之事ニ候得共、前書定人数ハ急度欠席致間敷、若出席當番之節御差合等有之候ハ、代之者差出可申事

一 教示方其外御鉄砲方附之者ハ、御用向并調物有之、又ハ出稽古等ニ罷出候者之外ハ勿論一同出席致候事

一 右諸役出席之上、心得方取扱向之儀者、先達而達し之通心得、日記并出席帳等不洩様可記事

一 調練場ニ於而稽古取始候節ハ、教示方世話役等より鼓手へ相達し、寄セ太鼓相用候間、其節直様集り組合相定場所へ繰出候様、稽古人江兼而達し置世話可致、若太鼓相用候而も容易ニ不参者へハ、無遠慮察當候様諸役一同可心得事

一 調練場ニ於て猥ニ太鼓打申間敷、打方稽古致度者ハ、教示方世話役等へ申出差図可請旨兼而達し置、一同心付可申候

右者寄太鼓之節、障ニも可相成ニ付、右之通取極候事

一 御旗本へ対し候而ハ、兎角斟酌も出来候へとも、稽古之儀ニ付而者、素々身分之貴賤高下ニ可拘筋ニ無之、先達河内守殿御渡候書付之趣も有之候間、稽古ニ候而ハ聊無斟酌取斗候様可心得事

一 稽古人出席候而も一度も手本并足並等不致、其退散致候者も是迄有之哉ニ相見候間、右様之者無之様一同心付、何様申聞候而も不取

用者ハ其姓名師範代へ申立、篤と評儀之上追而沙汰ニ可及事

一稽古中雜談并脇見等致間敷ハ勿論、無言之儀共堅相守候様、稽古人江相達し、若相背候者有之候ハ、無遠慮及察當候様可心付事

一諸藩其外師家有之者、若前條取極之趣相背候儀有之節、其外都而之儀其師範出席罷在候得ハ、諸役ハ其者へ可申談、出席無之節又ハ時宜ニ寄候而ハ直ニ申談をも致し、聊無斟酌直門同様ニ取扱可申事

一稽古筋其役都而通達向之儀有之節ハ、世話方取締并教示方或ハ用人等ハ世話役江及書通候間、夫ハ稽古人へハ最寄く江世話役ハ可達事

一稽古人ハ問合筋等有之節、諸役区々之不及答様打合挨拶可致、其餘談事申合、不都合之儀無之様一同精々可心付事

一諸役之儀ハ、稽古人一同引取候上ニ而退散可致、若無據用向等有之早ハ退散致候節ハ、其旨重立候者江断可及事

一角打稽古日者格別、調練之節ハ思ひくニ弁當不相用、時刻ニ至り太鼓之相凶にて一同弁當可相用事

一當朝雨天ニ候とも四ツ時迄ニ降止天氣と見定候ハ、場所々江出席可致、同時刻迄ニ不降止候者稽古相休候事

一諸役之内其頭替、又者銘々御役替等有之肩書相替候節、并改名宿所替等致候ハ、其段早速世話方元ハ并教示方用人等之内へ可申出旨、諸役ハ寄々可達置事

資料4 「大筒稽古打掟書」

大筒稽古打

掟書

一御筒類拜借被仰付候義者、素ハ不容易義ニ付厚難有相心得、御筒并附添之御品ニ至迄、取扱方精々心ヲ用ひ疎略無之様可致事

一兼而も相達候通、火術者大切之業前ニ而、其扱方ニ寄候而者却而大害をも生候事ニ付、火薬之取扱を始免諸事敬慎を本といたし、聊も手落無之様可心懸者勿論、當今追々厚ク御世話も有之候御時節柄別而之義、弾薬之制作(マツ)其餘打前ホ綿密ニ研究実験、実備専務ニ修行可致事

一大砲稽古之義者、玉薬其外自然失費も不少、右者稽古ニ付而者入用聊者無餘義次第之處、飲食其餘無益之雜費相掛候様ニ而者、以之外之義ニ付、厚ク心を用ひ質素第一といたし稽古申者勿論、往返之途中たりとも禁酒、弁當者握飯味噌香物ニ限候事

但御直参之面々者素ハ日帰稽古、諸藩中も可成丈日帰之積相心得、萬一止宿いたし候儀も候ハ、其譯并旅宿をも師範代同助教示方取締役ホ内へ相届可申、賄方之義ハ朝夕一汁一菜、昼ハ本文ニ准し握飯味噌香物、且右旅宿へ師範代其外重立候もの為見廻相越候

義も可有之事

一大砲運送并打場ニて相雇候人足賃ホ者、身分之高卑ニ不拘、人数并弾數ホニ應し、出銅可致事

但一家ニ而他ニ不拘、自己之好筒打方いたし者別格之事

一打前之義、他人ニ不拘専ら自己ニ心力を尽し、たとへハ何程之町場ニ而装薬矢倉何程ニ相認、町打前広可差出、尤銘々取調方ホ的當不致義も有之節ハ教示方ホ可申談、且打場ニ而装薬矢倉ホ増減いたし度節ハ、師範代其外重立候者へ申出差図可請、猥ニ自己之了簡を以差引致す間敷事

一矢見之義、世話役老人差添四人宛、順番ニ罷越、玉着ホ精々入念相記可申、尤大砲壺挺ニ付五発目毎ニ交代可致事

一場所ニ而相雇候人足賃并買物ホ之代料拂方、無滞可致ハ勿論、都而村方之迷惑不相成様可致事

一出席之面々者、教示方其外御鉄砲方附共世話役ホへ相届姓名書可差出事

右之條々堅可相守、惣而稽古中不取締無之様可致者勿論之儀、面々幾重ニも禮節を正し、義氣專ニ熟和いたし、相互ニ実意を尽し合、武門之本意ニ叶候様心得、修行有之度、若相背き候者有之ニおゐてハ其場ホ直様差帰候積取極候間、兼而其旨心得可申もの也

二月

執事

資料5 「稽古場掟書」。

稽古場掟書

一 武家諸法度之趣可相守事

一 誓詞前文之趣可相守者勿論之義、元来火術ハ不容易大功をなし候業前ニ而、又聊之誤有之候得者大害をも生し候儀ニ付、都而敬慎を本と致し、過失無之様可心懸事

一 砲術之儀者、方今外寇防禦第一之利益にて、心膽を練候櫓梯ホ歩卒打前薬剂精撰大銃放発陣法城製等ニ至る迄、一朝一夕之修行ニ無之処、纔之間角前小銃足並等稽古致し候迎、夫れにて事足り候様相心得候而ハ、自然名聞而已之稽古ニ相當、厚御世話有之候御時節柄、別而不相濟事ニ付、其如能々相弁、実験実備第一ニ修行可致事

一面々謙遜辞讓を守り、心懸行儀正敷可致事

一同流又ハ他流ニ候とも、都而他之師範家ハ勿論、其門人ニ至迄、誹謗致間敷事

一 相門中よからぬ事と心得候儀ハ、相互ニ心付合可申、蔭ニ而人之善悪、業之功拙等相唱、又ハ自分之業ニ誇り初心を侮り申間敷事

一稽古之節、たとひ空砲ニ候とも御城の方へ筒先キ向キ不申様可心懸事

一調練人数之義、一組ツ、何連又誰連杯と申合人数相定候儀、堅可為無用、稽古日調練之節出席人数次第教示方之者世話致し、其節々一組となし稽古可致、火入之節も同様師範代之もの差図を可受、勿論教示方申談之事共決而違背致間敷事

一御見分御見置者勿論、惣人数を寄調練之節、一組ニ組合相定候儀、師範代之差図を請、私之申合決而致間敷事
但常之稽古之節迎も同様之事

一調練之節、一組之下知者免許以上之者相心得、其餘之者猥ニ差図致し候儀可為無用、御鉄砲方附之者之儀ハ別段之事

但平常稽古之節ハ、免許ニ無之候而も、事馴れ業前宜敷者ハ為稽古及差図候而も可然事

一調練之節、銘々猥ニ筒拂等不致、其時々教示方世話役之者へ申出、可受差図事

一稽古場へ弁當之外酒肴ハ勿論軽品たりとも持参致間敷事

一當流砲術之儀、西洋之傳ニ倣ひ専ら修行致候事ニ候得共、畢竟ハ彼の所長を取、実備ニ致候義ニ付、衣類冠物等ニ至迄、西洋ニ泥ミ候儀ハ素々有之間敷事ニ候間、能々心付異形ニ不相成様可致ハ勿論、出席之往返御門有之道筋ハ別而之儀、都而筒を袋ニ入持参可致、且調練之節ハ大勢同行致し候儀も可有之、右様之節可成丈往来之人ニ差障ニ不相成様申合往返可致事

但往返之途中、下知言葉不相用、諸事穩便ニ可致事

一製薬又ハ玉拵致候節ハ、角場火之元可入念事

但角前打場ニ於て煙草相用間敷事

一小筒之義、力様も不致、直ニ相用間敷、自然他向ハ新筒買入候ハ、打様之上ニ而可相用事

一親類好身之者たりとも、鉄砲諸道具ハ勿論たとへ履物ニ至迄も無断相用間敷事

一稽古出席之往返、物見遊参不致、惣而無益之失費無之様可致事

一門人中席順之儀ハ、入門順、傳授濟之面々ハ其傳授之順ニ候事

一十五歳以下又ハ初心之者、玉入稽古之節ハ教示方世話役之内附添可申事

一先生留守中、入門又ハ傳授之節之誓詞之儀ハ、師範代榊原鏡次郎相預候事

但本文之節へ御鉄砲方教示方之者を始重立候者立會之事

右之條々堅可相守者也

執事

資料6 「取極之覺」。

取極之覺

一出稽古之儀者、御支配方奥之衆御番頭并御役人之向三千石以上之面々ニ限り候事

但御番衆等一組不殘入門、其組中稽古場有之向ハ別段之事

一調練之節、大筒合薬門人割合之事

一入門束脩ハ貴賤となく扇子箱之事

一免許目録皆傳之節、謝礼等ハ相贈候義も候ハ、面々心祝行ニ付、可成丈手輕ニ而可然事

但師範代教示方へハ挨拶ニ不及申事

一二季附届之儀も御旗本衆ハ輕微之贈物ハ格別、御家人倍臣ハ之贈物ハ致間敷事

但倍臣之面々其主家ハ附届ハ格別之事

一右之外平常時候見舞其外之贈物致間敷事

資料中の読点は筆者がつけた。また、この研究は、昭和五十年度科学研究費補助金（奨励研究(B)）によるものである。